

わかことワカルの少年法 第 14.5 回

特別対談：わかこ、ワカル&保護司さん

本編の「わかこワカルの少年法」はご覧になっていただけましたでしょうか？今回は「保護観察」がテーマで、保護司という仕事が出てきましたね。そこでなんと！特別対談として、わかこちゃん、ワカルくんが、東京の現役保護司さんに直接インタビューをしてきました。以下がインタビューの内容です。ご覧下さい！

わかこ(以下、わ): さあ、いよいよね。
ワカル(以下、ワ): うん！ドキドキする～！
わ: では、ご紹介しましょう。杉田玲さんです。
杉田玲さん(以下、玲): こんにちは。
ワ: こんにちは～！
わ: よろしくお願ひします！
玲: こちらこそ、よろしくお願ひしますね。
わ: 玲さんは、保護司さんになられたばかりだということですね。
玲: はい、これからいろいろ頑張りたと思っています。

(質問1) どうして保護司になったのか？

わ: そんな玲さんに、質問なんですけど、どうして保護司になろうと思われたんですか？
玲: 若い頃から関心があり、自分の子どもが大きくなったら保護司として活動したいとかねがね思っていましたので、自分で調べて申請手続きを進めていきました。
保護観察所での新任保護司研修のとき、グループごとに自己紹介タイムがありましたが、自分から望んで保護司になったのは10数人のグループ内ではわずかに2人でした。ほとんどの方は、地元の保護司会からお声がかかって、どちらかといえば消極的に役割を引き受けたとおっしゃっていたのが印象に残っています。
ワ: え～！？ そうなんですか？僕は保護司さんになるほとんどの人が自分から希望したのかなって思っていました。
玲: ええ、そうじゃないみたいなんです。保護観察官とお話した際にも、「青少年協議会とか、PTAの関係からの推薦？それともお寺さんとか地主さん？」と尋ねられたので、「自分から希望してなりました」と言ったところ、「それはめずらしいわね」というお返えがかえって

きたこともあります。

わ: ふーん、ちょっと意外……。自分で希望して保護司になる人はきわめて少ないのが現状なのかもしれないですね。

(質問2) どうしたら保護司になれるのか？

ワ: では、次の質問で～す。僕もいつかは保護司さんになりたいな～って思ってるんですが、どうやったら保護司になれるんですか？難しい試験とかに合格しないといけないなら、僕はパス……。
玲: うふふ、受験のような試験はありませんよ。
私の場合は、保護観察所にお問い合わせすることから始めました。電話でしたが自分が保護司の仕事に関心があることを伝えましたところ、保護観察所の方は丁寧に応対して下さいました。
観察所から、私が居住している地区の保護司会の会長に連絡しておくので、後日地元の保護司会から私あてに直接連絡があるだろうというお返事をいただきました。あくまで自分の住んでいる地区の保護司会の推薦を得たうえで、申請手続きが行われることになっているとのことでした。
保護観察所に問い合わせるすぐにはではなく、しばらく経ってから、地元の保護司会の会長さんから電話があって、私自身や家族それぞれの経歴、またどうして保護司になりたいのかなどについて詳しく聞かれました。ある年の夏のことです。
それから、地元の保護司会、かねてから活動に参加していた更生保護女性会の役員の方々

とも面談がありました。どうして保護司になってみたいのか、時間的にゆとりがあるのかなどについて、ここでも尋ねられました。

ワ：うわ～、なんかたいへんそう！ まだ保護司になれないんですか～？

玲：実際に保護司の書類申請の依頼を受けたのは翌年になってからで、任命されたのはその年の5月のことでした。任命までには時間がかかりますので、そのつもりでと言われておりました。

先ほどの質問とも重複しますが、多くのケースは、地元の保護司会がそれぞれのお知りあいから適当な方を推薦しあって、その方をお願いするのが慣例になっているようです。私のケースはむしろ稀なもので、地元の保護司会の方々が、私の話を聞いてくださって気持ちよく新任として受け入れてくださったケースだともいいます。

ワ：うわ～、保護司になるって時間かかるんですね。保護司の人におじいちゃん、おばあちゃんが多いって理由がわかった気がする。

わ：違うでしょ、それとは！ んも～！ 玲さん、すみません。

玲：いえいえ（笑）でも、最近、定年される保護司さんに比べて、保護司になる方が減っていますが、意欲のある方には保護司会も門戸を開いていって欲しいですね。

（質問3）保護司になってみてどう？

わ：では、今度は保護司になってからのことを聞いてみたいと思います。玲さんは保護司になったばかりということですが、なってみていかがですか？

玲：保護司になるにあたっては、家族の理解と協力が不可欠です。自分では保護司になってもいいと思っても、家族の反対があって、断ってくる方がいると聞いています。

それから、自分自身の生活がどうか安泰で、健康であり、気持ちにも時間にもゆとりがないと引き受けても難しいなと感じることになるといいます。

わ：なるほど～。保護司の仕事というのは、まさに24時間勤務なので、家族の理解と協力が必要ということがよくわかりますね。

（質問4）保護司は高齢の方ばかり？

ワ：もう一つ質問で～す。今月号の本編にも書かれていましたが、保護司さんって4人に1人が70歳以上で、全体の平均年齢は63歳って本当ですか？ 僕が保護司になるのはまだまだ先だ～。

わ：・・・ワカルの将来はおいといて、保護司さんと少年との年齢差がかなりあって、少年のほうがなじめなくて敬遠する事態も生じているって言われていますが・・・。

玲：確かにそういう問題もあるかもしれませんが。でも、私の周りには60代、70代になっても地味なこのお仕事を精力的に続けていらっしゃる方々もいて、そのご様子からは学ぶことが沢山ありますよ。

そうした方々との出会いも、保護司になってよかったなと思うことの一つです。

わ：なるほど～。年をとってからこそできることも多いってことですね。でも、お若い玲さんの活動にも期待していますね！

玲：ありがとうございます。

（質問5）どんな保護司になりたいか？

わ：では、最後の質問です。

ワ：うわ～、早い。もっとお話したかったな。

わ：玲さんはこれからどんな保護司さんになりたいですか？ 受け持ちたい事件などありますか？

玲：少年の事件を担当したいと思っています。

このあいだ、ある保護司の方が言っておりましたが、この仕事って「自分」と向き合うってことなんだそうです。

わ・ワ：自分と向き合うこと・・・。

玲：ええ、自分と向き合う。

わかこ：玲さん、本当にありがとうございました。

ワカル：ありがとうございました。僕もいつかは保護司になりたいなって改めて思っただけです。

玲：素敵な保護司さんになってくださいね。

こちらこそ、ありがとうございました。

編集：「わかことワカルの少年法」担当